

アバター行為者としての VTuber の構成説 *

小関 健太郎

概要

VTubers, originally short for “Virtual YouTubers,” are individuals or virtual characters who produce or stream videos presenting themselves as 2D or 3D avatars. With the rise of virtual reality (VR) technology, VTubers have recently emerged as real-world examples of virtual entities that raise metaphysical and ontological questions. In this paper, I defend the Constitution View of the metaphysical status of VTubers, drawing on the notion of constitution from contemporary metaphysics. I first critically examine two existing accounts of the metaphysics of VTubers: the Streamer (or Performer) View, which identifies VTubers with their human performers, and the Institutional Entity View, which treats VTubers as entities socially constructed through collective recognition. While the Constitution View agrees with the latter in rejecting the reduction of VTubers to their performers, it avoids appealing to Searle’s theory of social construction, which, I argue, is problematic in the case of VTubers. To articulate the Constitution View, I adopt Kit Fine’s theory of qua-objects. On this view, a performer constitutes a particular VTuber when the performer instantiates the property of *being a VTuber*, a property I characterize in this paper. A VTuber comes into existence through a performer’s acquisition of this property, which typically involves three elements: the performer, the virtual avatar, and the fictional character; and specific relations among these elements must obtain at least once for a VTuber to arise. However, the continued existence of a VTuber does not require the persistent presence of all these relations. Instead, it involves ontological dependence on the virtual avatar (via generic dependence) and the fictional character (via rigid dependence). Finally, I apply the Constitution View to a range of issues concerning VTubers and address potential objections related to their identity, associated ethical concerns, and social nature.

Keywords: VTuber, バーチャル YouTuber, アバター, 構成, 形而上学

はじめに

バーチャルリアリティ (VR) 技術の発展と普及は、哲学の領域においても新しい視点や論点を提供しているが、「バーチャルなもの」の存在や本性をめぐる形而上学的ないし存在論的な問いはそのひ

* *CAP* Vol. 16 (2025) pp. 209–238. Submitted: 2024.12.25. Accepted: 2025.06.03. Category: 研究論文 (原著論文). Published: 2025.06.13.

とつである*¹。「バーチャルなもの」の具体例には、映画『マトリックス』で描写されているような空想的な事例がある一方で、すでに現実のものとなっている、あるいはなりつつある事例もある。そのなかでも、いわゆる「VTuber」は社会的にも広く知られるようになっている近年の事例のひとつである。VTuber は「バーチャル YouTuber」の略に由来し、YouTube などの動画プラットフォームにおいて、主に 2DCG や 3DCG のアバターを用いた動画の投稿や配信などを行う人物（あるいはバーチャルなキャラクター）である*²。（本稿の執筆時点において）著名な VTuber の例としては、初期のムーブメントを牽引した「キズナアイ」や、ホロライブやにじさんじといった大規模な VTuber グループ（事務所）に属する「がうる・ぐら」、「葛葉」らが挙げられるが、アマチュアとして活動する VTuber も含め、他にも多数の VTuber がこれまでに登場している。

VTuber は、ひとつの見方では、「非バーチャル」な、アバターを用いずに活動する従来の動画投稿者やライブ配信者（いわゆる「YouTuber」や「生主」、「配信者」）の延長線上にあるものとして理解することができる。この見方をする場合、VTuber の活動は実在の人物によって行われている活動であり、この点で従来の動画投稿者やライブ配信者の活動と同様のものであるが、それが（バーチャルな）アバターを用いて行われている点に特徴がある。アバターを用いて行為するそのような主体を、総称して「アバター行為者」と呼ぶことにしよう。ここで問題になるのは、このような見方のもとで、アバター行為者と VTuber は正確にはどのような関係にあるのかという点である。VTuber の活動におけるアバター行為者が VTuber の演者であるのだとしたら、VTuber はその演者と端的に同一なのだろうか？ もしそうでないのであれば、VTuber はどのような対象なのだろうか？ VTuber が実際のところこの世界においてどのようなあり方をしているのかという問題は、VTuber に関する形而上学的な問いと言える。

本稿の目的は、アバター行為者としての VTuber に関して、それが形而上学的にどのような対象なのかという問いに対する既存の見解を批判的に検討した上で、本稿で「構成説」と呼ぶ、現代の形而上学における対象の「構成」（constitution）の概念に基づく見解を新たに擁護することである。

ここで、VTuber に「アバター行為者としての」という限定を付しているのは次の理由からである。多くの VTuber のアバターは視覚的な特徴として、マンガやアニメ、ゲームに登場するような架空のキャラクターと同様の姿をしており、それに加えてさまざまな架空の設定も付加されている。VTuber のこのようなキャラクター性に着目する場合、VTuber に関して別の見方も可能である。この見方によれば、VTuber はある種のフィクションの存在であり、VTuber の動画やライブ配信は、架空のキャラクターによるバーチャル空間における活動の動画やライブ配信であると言える。この見方に基づく、バーチャルな虚構的キャラクターという意味での VTuber を、「バーチャルキャラクターとしての VTuber」と呼ぶことにしよう。アバター行為者とバーチャルキャラクターという VTuber についての二つの観点のうち、本稿で取り上げる二種類の既存の見解（篠崎 2023; 山野 2022, 2024）

*¹ 近年の影響のある研究として、例えば Chalmers (2022) を参照。また、本稿では「形而上学(的)」と「存在論(的)」を特に区別せず同義的に用いる。

*² Cf. 篠崎 (2023, p. 288)。また、最近までの動向を踏まえた VTuber の多角的な研究として、岡本・山野・吉川 (2024) を参照。なお、VTuber の他の呼び名として、バーチャルライバー、V ライバー、バーチャルストリーマーなどがある。これらの表現には一定の使い分けがなされる場合もあるが、本稿の議論にはこれらの区別は関与しないため、VTuber という用語で統一する。

はいずれも実質的に VTuber をアバター行為者という観点から理解するものであり、本稿で擁護する見解も同様である。しかしながらここで強調したいのは、私はそれによって、VTuber はアバター行為者という観点から理解することが正しく、VTuber をバーチャルキャラクターとみなすことは誤りである、ということを主張するわけではないということである。私の考えではむしろ、「VTuber」は多義的に用いられている表現であり、VTuber の活動はアバター行為者としての VTuber とバーチャルキャラクターとしての VTuber が同時に関わるような「二重の事態」である。しかしながら、この論点について詳しく論じることは本稿で扱える範囲を超えるため、本稿ではアバター行為者としての VTuber に議論を限定する。

また、本稿は VTuber という動画の投稿や配信を活動の中心とする主体を主題とするが、それは VTuber がアバター行為者の典型的な事例であるためであり、私は本稿の分析がより広い適用範囲を持つことを想定している。例えば、アバターを用いて歌手活動を行う主体という意味での「バーチャルシンガー」(VSinger) も本稿の分析の射程に含まれるはずである。

本稿の構成は次の通りである。1 節では、既存の理論、具体的には配信者説 (篠崎 2023) と制度的存在者説 (山野 2022, 2024) のそれぞれの見解の概略を紹介した上で批判的に検討し、両者の課題を提示する。2 節では、これらに対する代替理論として VTuber の構成説を導入する。構成説によれば、VTuber とその演者の関係は、塑像とその素材の関係と同種のものであり、両者の間には後者が前者を「構成する」という関係が成立している。より詳しく言えば、VTuber は演者そのものとは存在論的に区別される「VTuber としての演者」であり、演者が「VTuber である」という性質を持つ限りにおいて、VTuber は演者と空間的に一致しているが形而上学的には同一ではないような対象として存在する。私は「VTuber である」という性質を、特定の状況において演者が獲得し、その状況を離れても依然として持ち続けることが可能であるような性質として特徴づける。3 節では、「VTuber である」という性質が具体的にどのような状況において獲得されるのかについての非循環的な説明を提示する。この説明によれば、VTuber の成立には演者、バーチャルアバター、虚構的キャラクターの 3 つの要素が関わり、これらの間に特定の関係が少なくとも一度成り立つことで「VTuber である」という性質が演者に帰属する。この性質はバーチャルアバターと虚構的キャラクターの両者に存在論的に依存するが、VTuber の成立のために要求される関係自体がその後も常に成り立っている必要があるわけではなく、本稿の見解によれば、例えば動画の配信中でない時間にも演者は VTuber であるという性質を有している。最後に 4 節では、VTuber に関するいくつかの具体的な事象について構成説に基づく説明を与えた後、構成説に対するさらにいくつかの可能な反論に応答する。

1 配信者説と制度的存在者説

本節ではまず、VTuber の存在論的な位置づけを扱った既存の理論として、篠崎 (2023) の配信者説と山野 (2022, 2024) の制度的存在者説を検討する。VTuber の存在論的な位置づけを検討する上で両者がともに注目するのは、VTuber を演じる実在の人物に関する事実が、演じられている VTuber に関する事実としても成り立つケースがある、という点である (篠崎 2023, p. 293; 山野

2024, pp. 133ff.). この点を明確にするために、VTuber に関する事実の種類について、はじめに以下のような整理を導入する。篠崎 (2023) にならって、秋山花子という人物が演じている「尾無ティブ」という VTuber を架空の事例として考えよう (篠崎 2023, p. 291)。篠崎や山野が指摘するのは、演者 (秋山花子) についての以下の (1) のような事実が成り立つとき、同時に VTuber (尾無ティブ) についての (2) のような事実も成り立つとみなされる、ということである。

(1) 秋山花子は今日コンビニに行った。

(2) 尾無ティブは今日コンビニに行った。

上記の (1) と (2) のような事実の関係の特徴として、両者の間には一方向的な関係があることが挙げられる。つまり、「尾無ティブは今日コンビニに行った」ということが事実であるのは、演者である秋山花子がコンビニに行ったからであり、その逆ではない。この意味で、VTuber についての (2) のような種類の事実は、それに対応する、(1) のような演者についての現実の事柄に関する事実^{＊3}に依存して成立する事実である。このような種類の事実を、VTuber についての間接的な現実的事実と呼ぶことにしよう。

間接的な現実的事実は、以下の (3) のような VTuber の設定に基づくフィクショナルな事実や、(4) のような VTuber について初めて成り立つ直接的な現実的事実と対比できる。

(3) 尾無ティブは化け猫である。

(4) 尾無ティブは 2 年前に初配信を行なった。

(3) の例において、尾無ティブが化け猫であるということは現実の事柄ではなくフィクションの事柄である。(4) の例では、尾無ティブが 2 年前に初配信を行なったのはフィクションではなく現実の事柄であるが、一方で (2) の場合とは異なり、ある配信が尾無ティブの初配信であるのは、それが演者である秋山花子の初配信であるからではない。このことは、尾無ティブにとっての初配信は必ずしも秋山花子にとっての初配信であるわけではないことから明らかである^{＊3}。これらの点で、フィクショナルな事実や直接的な現実的事実は間接的な現実的事実とは区別される^{＊4}。

篠崎と山野は、(2) のような間接的な現実的事実がすべての VTuber において成立するわけではないが、少なくともそれらが成り立つような VTuber のタイプがあると考えている^{＊5}。他方でそのようなタイプの VTuber に関して問題になるのは、なぜそれが成り立つのか、すなわち、なぜ演者に関する事実が VTuber についての事実にもなることが可能なのか、という点である (間接的な現実的事実

^{＊3} 「秋山花子は尾無ティブとして 2 年前に初配信を行なった」という意味では秋山花子についてもこのことは事実であると言いたくなるかもしれないが、それはここで問題にしている、(1) のような直接的な現実的事実の場合に可能であるような単純な置き換えとは異なる。VTuber についての直接的な現実的事実の他の例としては、「尾無ティブは世界的に有名である」、「尾無ティブは VTuber 事務所に所属している」、「尾無ティブは秋山花子によって演じられている」などが (少なくともその候補として) 挙げられる。また、1.1 節でも述べるように、尾無ティブが現実に X であることと、「X である」という架空の設定を持つことは区別される必要がある (これらは独立の事柄である)。

^{＊4} これらの事実に加えて、「尾無ティブはバーチャル空間内のステージで音楽ライブを行った」というようなバーチャル空間における事実 (バーチャルな事実) も考えることができるが、本稿での議論には直接関わらないため割愛する。

^{＊5} 間接的な現実的事実に相当するものが成り立つ事例として、冒頭で言及したホロライブやにじさんじといったグループに所属する VTuber などの例が挙げられている (篠崎 2023, p. 290; 山野 2024, pp. 11f.)。

の問題)。

1.1 配信者説とその課題

篠崎 (2023) は、間接的な現実的事実が成り立つようなタイプの VTuber について、それは実在の人物 (配信者、演者)^{*6} に他ならないという見解 (「配信者説」) を擁護している。配信者説の利点は、間接的な現実的事実の問題に対して最も単純な仕方で一貫した説明を与えることができる点である。つまり、演者に関する事実が VTuber についての事実にもなるということは、VTuber は演者と同一であり、ゆえに両者に関する事実も同一である、ということによって説明される。前述の VTuber 尾無タイプの例の場合、尾無タイプは演者である秋山花子と端的に同一であり、したがって尾無タイプがコンビニに行ったという事実と秋山花子がコンビニに行ったという事実も同一の事実である。

その上で篠崎によれば、VTuber についての言明は現実の文脈かフィクションの文脈 (篠崎の表現では「物語」) のいずれかの文脈で理解される必要がある。例えば、「尾無タイプは化け猫である」という言明を考えよう。配信者説によれば、この言明はあくまで秋山花子についての言明であり、秋山花子は現実には化け猫ではないのでそれ自体では端的に偽である。他方で同時に、「VTuber 尾無タイプの物語」と呼ぶことができるようなフィクションの文脈において化け猫であるということが秋山花子について成り立っているならば、「秋山花子は VTuber 尾無タイプの物語において化け猫である」という言明は真である^{*7}。

配信者説の文脈相対的な説明戦略は、VTuber についてのフィクショナルな事実の説明としては有望なものであるように思われる。しかしながら私の見る限り、配信者説は別の問題を VTuber についての直接的な現実的事実に関して引き受けることになる。VTuber 尾無タイプの例において、演者である秋山花子は 2000 年生まれであり、尾無タイプは 2023 年に初配信を行なってデビューしたとしよう。また、秋山花子が VTuber 活動に興味を持たなかったという可能性や、尾無タイプの演者を決めるオーディションで選ばれなかったという可能性がある限りにおいて、「尾無タイプは秋山花子以外の人物だったかもしれない」ということは形而上学的に可能である。このとき、以下の (5) や (6) は尾無タイプに関する (それぞれ時間的、様相的な) 現実的事実であるように思われる。

(5) 尾無タイプは 2023 年から存在している。(時間的な事実)

(6) 尾無タイプは秋山花子以外の人物だったかもしれない。(様相的な事実)

^{*6} 篠崎は、当の人物が虚構のキャラクターを「演じている」という先入観を与えるという理由から「演者」という表現を避け、代わりに「配信者」という表現を用いている (篠崎 2023, p. 291f.)。 (この用語法は山野 (2024) にも継承されている。) しかしながら 3 節で論じるように、私の考えでは、「演者」にあたる人物は、それが非常に弱い意味であるにしろ、何らかの仕方でキャラクターを演じている。また、実際の VTuber の事例においても見られるように、「配信者である」という性質はキャラクターの虚構的な設定としても与えられる場合があるため、本稿では配信者ではなく演者という表現を用いる。

^{*7} 篠崎はこの説明戦略を「物語オペレーターアプローチ」と呼んでいる (篠崎 2023, pp. 296ff.)。VTuber についての事実や真理に関する詳しい検討は別の議論を必要とするが、フィクショナルな事実に関する同様の説明戦略は、次に述べる山野の制度的存在者説や、本稿で擁護する構成説にも適用できる。ただし、山野自身は VTuber のフィクション性について別の観点から論じている (山野 2024, 3-4 章)。

これらの事実は配信者説ではどのように扱われるだろうか？ まず、これらはフィクションの事柄ではなく現実の事柄であるので、フィクションの文脈において解釈することは適切ではない。尾無ティプが現実⁸に 2023 年から存在しているということと、尾無ティプが設定として、つまりフィクション⁹の文脈において 2023 年から存在している（例えば、2023 年生まれであるという設定を持つ）ということとは異なる。また、「秋山花子は VTuber 尾無ティプの物語において秋山花子以外の人物だったかもしれない」ということも (6) の解釈としてはナンセンスである。

しかしながら配信者説に基づけば、(5) や (6) は現実的な事実であるという目下の主張に反して、現実の文脈においてこれらの例は事実として成り立たない。まず (5) の場合、秋山花子は 2000 年生まれであるので、秋山花子と尾無ティプが同一であるなら尾無ティプも 2000 年から存在していることになる（よって (5) は成り立たない）。そして (6) の場合、やはり秋山花子と尾無ティプが同一であるなら、「尾無ティプは秋山花子以外の人物だったかもしれない」ということは「秋山花子は秋山花子以外の人物だったかもしれない」ということと同義である^{*8}。しかし、あるものがそれ自身と同一でないことは不可能である（よって (6) も成り立たない）。したがって配信者説は、(5) や (6) の少なくとも見かけ上の正しさについて別の説明を与える必要がある。

この課題への対処として、配信者説の立場からは、(5) や (6) の例では実際には「尾無ティプ」という名前（名義）の使用が問題になっていると主張することができるかもしれない^{*9}。この見解によれば、(5) や (6) はそれぞれ以下の (5*) や (6*) のように言い換えられる。

(5*) 秋山花子は 2023 年から尾無ティプという名前で VTuber として活動している。

(6*) 秋山花子以外の人物が尾無ティプという名前で VTuber として活動していたかもしれない。

言い換え後の例は確かに秋山花子についての現実的な事実であるので、この言い換えが妥当であれば配信者説でも (5) や (6) の見かけ上の正しさを説明することができる。

しかしながら、このようなパラフレーズ戦略には少なくとも二つの課題がある。ひとつの課題は、問題になっている事柄は、実際には単純に名前の使用に関する事実¹⁰に還元することはできないということである。わかりやすい例として、特に名前を決めないまま活動を続けているような VTuber を考えてみよう。そのような VTuber の事例においても、「この VTuber は X 年から存在している」ということや、「この VTuber は誰か別の人物だったかもしれない」ということは事実である。しかし、この VTuber は名前を持たないので、これらの事実は名前に関する事実¹¹に言い換えることはできない。また、偶然同名である複数の VTuber が存在することが可能であるように、ある VTuber が同一

^{*8} 厳密に言えば、この議論は VTuber の名前を形而上学的に可能な任意の状況（可能世界）で同一の対象を指示する語（固定指示子）として扱うことを前提している（cf. クリプキ 1985）。「秋山花子」と「尾無ティプ」の指示対象が現実¹²に同一であり、どちらの名前も任意の可能な状況で同じ対象を指示するのであれば、「秋山花子」と「尾無ティプ」の指示対象は必然的に同一であり、両者が異なることは不可能である。この議論に対する反論として、VTuber の名前は固定指示子ではなく、実際には「X という名前で VTuber として活動している人物」のような、名前の使用についての非固定的な記述句の省略形であるという主張が可能かもしれない。「X という名前で VTuber として活動している人物」という条件を満たす対象は異なる人物でありうるので、もしこの主張が正しければ論証はブロックできる。しかしながら本節で後述するように、このようなパラフレーズにはいくつかの課題がある。また、VTuber の名前の代わりに「この VTuber」のような直示的な指示表現を用いてもこの議論は成り立つ。

^{*9} この反論への応答の必要性は匿名の査読者らの指摘に負う。

かどうかは単に名前の一致によって決まるわけではない。尾無タイプの例の場合も、秋山花子以外の人物が「尾無タイプ」という名前の VTuber として活動しているが、それが単に同名の別の VTuber であるような状況は可能である。そして、(6*) で述べられている可能性にはこうした状況が含まれるが、(6) で述べられている可能性には含まれない。したがって (6) と (6*) は異なる可能性を表しており、両者は同義的な言い換えの関係にない。もちろんパラフレーズ戦略は名前に関する条件だけに訴える必要はなく、VTuber についてのさまざまな特徴づけを用いてパラフレーズを試みることができるが、それはここで例示したようなケースも含めて一般に適用可能なものである必要がある。

もうひとつの課題は、仮に何らかの体系的なパラフレーズ戦略を構築することが可能であるとしても、それが妥当なものであるかどうかには依然として議論の余地があるという点である。(5) や (6) のようなある事実 T が見かけ上のものであり、それが (5*) や (6*) のような事実 T* にパラフレーズ可能であるという主張に対して、T と T* がいずれも文字通りの事実であることを認めつつ、なおかつそれらは一方から他方にパラフレーズ可能ではないような異なる事実であると考えことは十分に可能である^{*10}。

1.2 制度的存在者説とその課題

VTuber の存在論的な位置づけについての別の可能な見解は、VTuber と演者を同一視せず両者の非同一性を認めるものである。山野 (2024) は、(篠崎が論じているようなタイプの) VTuber は演者などの他の対象に還元することができないという非還元主義の立場から、「制度的存在者説」と呼ぶ見解を擁護している^{*11}。山野によれば、VTuber はサール (John R. Searle) 流の社会存在論における「制度的存在者」の一種である。山野は、サールが「地位機能」と呼ぶものの創出についての定式化のひとつ (サール 2018, p. 156) を VTuber に適用し、次のように制度的存在者としての VTuber を定式化している。(この定式化を以下では (IV) とする。)

我々は、「VTuber としてデビューし、VTuber として活動状態にあるという条件を満たす任意の配信者が、VTuber 文化において「VTuber」という地位を有し、VTuber としての機能を遂行する」という事態を、そう宣言することで成立させる。こうした地位機能宣言を満たすような存在者 (配信者) が、「VTuber」という制度的存在者として存在するに至る。(山野 2024, p. 23; 原注省略)

山野はさらに、リクール (Paul Ricoeur) の「アイデンティティ」概念を援用しつつ、定式化に含まれる「条件」の具体的な内容について、「身体的・倫理的・物語的なアイデンティティの結びつきによって生じる VTuber としてのアイデンティティを保持しながら活動状態にある」ことであると述べ

^{*10} パラフレーズ戦略をめぐる一般的な論点については von Solodkoff (2014) を参照。また、このようなパラフレーズ戦略には、2 節で論じる構成の問題における消去主義 (eliminativism) の一種と共通性が見られる (cf. Wasserman 2021, §4)。本稿では構成に関する消去主義について論じることはできないが、VTuber の存在論的問題を構成の問題の観点から検討することはこの点で還元主義的な配信者説の展開のためにも役立つと思われる。

^{*11} Cf. 山野 (2024, p. 19)。以下の議論は、山野が「C タイプの VTuber」と呼ぶものについてのものである (山野 2024, pp. 8, 17f.)。

ている (山野 2024, p. 43)。

制度的存在者説による VTuber の説明から帰結するのは、「ある配信者 (演者) が VTuber である」ということは「VTuber」という地位に関する制度的事実である、ということである。サールによれば、制度的事実は対象に何らかの地位 (status) が割り当てられることによって創出されるが、その地位はある種の機能を伴っている (Searle 1995, p. 46; サール 2018, pp. 7f.)。この機能が地位機能 (status function) と呼ばれるものであり、それはその地位および機能についての集合的な承認ないし受容 (collective recognition/acceptance) が存在する限りにおいてのみ、その対象が遂行可能であるようなタイプの機能である (Searle 1995, p. 44; サール 2018, p. 8)*¹²。そして地位機能は、人々の間の関係を統制するような義務論的な力 (deontic power) を有していることを特徴とする (Searle 1995, p. 100; サール 2018, pp. 10, 31ff.)。例えば私たちは、「ある紙片が紙幣である」ことや「ある人物が国王である」ことを制度的事実の例に数えることができる。つまり紙片や人物は、「紙幣」や「国王」といった地位を付与されることによって、それに伴う諸々の機能 (例えば、商品を購入できるという機能や、勲章を授与できるといった機能) を持つことになるが、それは紙片や人物がこれらの地位や機能を持つことを私たちが受け入れることなしには不可能であるという点で集合的承認に依存している。これらの機能はまた、人々の間での紙幣の通用力や、国王の他者に対する権限に関わるものであるという点で義務論的な力を有している。

こうした地位ないし地位機能の創出は一般に、「X は文脈 C において Y とみなされる」という形式の規則 (構成的規則) によって規定される (Searle 1995, p. 28; サール 2018, p. 12)。定式化 (IV) によれば、VTuber の制度的存在者説は、この X に「VTuber としてデビューし、VTuber として活動状態にあるという条件を満たす任意の配信者」、C に「VTuber 文化」、Y に「VTuber」を当てはめることになる*¹³。

もし制度的存在者説が配信者 (演者) と VTuber を存在論的に区別するものであるなら、それは 1.1 節で論じたような時間的な事実や様相的な事実の問題を回避することができる。制度的存在者説においてはまず、VTuber は演者が VTuber についての構成的規則を満たすことによってある時点から存在するようになるものであるので、(5) のような時間的な事実は文字通りに真である。また、VTuber とその演者の関係は同一性以外の関係であることになり、(6) のような様相的な事実は、その何らかの関係が別の演者との間で成り立っていたかもしれないということによって説明される。一方で、制度的存在者説では配信者説のように VTuber と演者の同一性に依拠して間接的な現実的事実を説明することはできないため、間接的な現実的事実を別の仕方でも説明する必要がある。

では、制度的存在者説は、VTuber の存在論的な位置づけや、VTuber についての各種の事実に関する問題の説明に成功していると言えるだろうか？ 私の考えでは、制度的存在者説は配信者説とは別の仕方ではいくつかの課題を抱えており、VTuber の理論として十分に成功しているとは言えない。

*¹² Cf. Searle (1995, p. 46), サール (2018, p. 148). サールはしばしば、ラベルとしての「地位」とそれが伴う機能を明確に区別せずどちらも地位機能と呼んでいるが、本稿では原則として両者を区別して呼び分ける。

*¹³ 山野 (2024) におけるこの構成的規則は、何かが VTuber とみなされるための条件に「VTuber」への言及を (「VTuber 文化」のような形で) 含んでいるという点で見かけ上循環を含んでいるように思われる。このような循環を含む構成的規則が成立可能であるのかどうかについては議論の余地があるが、ここでは循環が解消できる、あるいは問題とならないような仕方でも解釈できると仮定する。

まず、制度的存在者説がサールの理論に依拠する限りにおいて、それが非還元主義的な理論であるという主張には一定の留保が必要である。確かにサールは制度的対象が「存在する」(exist)という表現をしばしば用いているが、それは「存在論的に主観的な」意味においてという注釈つきである(サール 2018, pp. 24f.)。特に、サールは制度的対象 (institutional objects) ないし制度的実体 (institutional entities) が本来の対象とは区別される仕方であるという立場を取っているわけではない (Searle 1995, p. 57)*¹⁴。したがって、VTuber という制度的対象が演者に還元されないという主張は、少なくとも両者が存在論的に異なる対象であるという意味ではサールの社会存在論の適用のみによっては導くことはできず、別の議論を必要とする。

その上で、仮に制度的存在者説を非還元主義的な理論として展開することが可能であるとしても、サールの社会存在論はそれ自体としては間接的な現実的事実の問題に説明を与えるわけではないことに注意する必要がある。間接的な現実的事実に相当する事柄について、山野 (2024) はそれを制度的事実として扱うことで説明を試みている (山野 2024, pp. 137f.)。しかしながら、サールのいう制度的事実はいくまで地位機能に関するものであるのに対して、山野が挙げている例 (「VTuber X が出来事 a を経験した」) を含め、間接的な現実的事実のほとんどは VTuber の地位機能に関わるものではなく、それらの事実を制度的事実と言うことはできない*¹⁵。この問題は、制度的存在者説が非還元主義的な理論かどうかという問題と緊張関係にある。つまり、もし制度的存在者説がサールの理論に忠実に従って、配信者説と同じく VTuber と演者を存在論的に同一視するのであれば、間接的な現実的事実の問題は生じないはずである。一方で、あくまで非還元主義的な理論として制度的存在者説を展開するのであれば、それは間接的な現実的事実の問題を独自に引き受けることになる。

さらに、制度的存在者説にとっての最も直接的な課題は、VTuber についての地位機能宣言と地位機能の存在に関するものである*¹⁶。制度的存在者説によれば、VTuber の存在は、何が VTuber とみなされるかについての構成的規則を含む地位機能宣言やそれに対する集合的承認に依存している。そして山野によれば、その地位機能宣言は先に引用した (IV) のように定式化することができる。しかしながら、制度的存在者説が成り立つためには、そのような地位機能宣言を仮定することで VTuber の存在が説明可能であるというだけでは不十分であり、実際にそのような地位機能宣言が (明示的であれ暗黙的であれ) なされており、それに対する集合的承認が現実存在している必要がある。山野は、VTuber を自称することや、「VTuber としてみなされるような典型的な活動を行う」ことが VTuber についての地位機能宣言になりうると述べているが (山野 2024, pp. 51, 56)、この点に関する山野の議論は、VTuber についての一般的な構成的規則の成立条件と、個別の VTuber の成立条件の混同を含んでいるように思われる。(IV) の地位機能宣言に含まれている VTuber の構成的規則は、それが元になっている国王の構成的規則の例 (サール 2018, pp. 150f.) と同様に、一定の条件を満たす任意の人物が VTuber とみなされるという規則である。したがって、ここで VTuber についての地位機能宣言として考えられているものは、任意の人物 (配信者) に関するそのような構成的規則

*¹⁴ Cf. Jansen (2009, p. 16), Baker (2019), Passinsky (2021, §3.1).

*¹⁵ サールは集合的承認を必要としない事実として制度的事実から派生する事実 (派生的事実) を認めているが、派生的事実は私たちの承認によって成立するような事実ではない (サール 2018, p. 183)。

*¹⁶ 難波 (2024) も地位機能に関する制度的存在者説の問題を指摘している。

を成り立たせるような宣言であり、個別の VTuber の事例の成立条件としてつど必要とされる事柄とは区別される必要がある。しかし私の理解する限り、山野が実際に主張しているのは VTuber とみなされるような活動を行うことが後者のタイプの個別的な条件であるということであり (山野 2024, p. 52 注 34)、それが前者のタイプの一般的な宣言として機能するという議論は示していない。そのため、(IV) の地位機能宣言が現在または過去の時点において実際にどのような仕方でなされているのかや、それに対する集合的承認がどのような仕方で存在しているのかは不明確なままにとどまっている。

VTuber の地位機能についてはどうだろうか？ VTuber の地位機能として、山野は「VTuber として活動する」ことを挙げている (山野 2024, p. 52)。すでに述べた通り、対象の地位機能はその地位および機能に対する人々の集合的承認に根拠を持つことを特徴とする。しかしながら一般に、何らかの X であるような行為主体が X として活動することができるということは分析的な事実であり、X が制度的対象であるかどうかとは無関係に成り立つ事柄である。つまり、仮に VTuber という地位を持つことが集合的承認を必要とするとしても、VTuber が VTuber として活動できるということにも集合的承認が必要なわけではなく、それを VTuber の地位機能とみなすことは不適當である。国王の例で言えば、国王は確かに国王として活動することができるが、それは当の人物が国王という地位を持つことからの帰結であり、国王が制度的対象であると言えるのは、あくまでそれが (勲章を授与できることのような) 集合的承認に依存する他の地位機能を伴っているからである。同様に VTuber の場合も、それが制度的対象であると言えるためには、集合的承認なしには成立しないような何らかの機能が VTuber の地位機能として示されることが必要である。山野は「VTuber として活動する」ことを「一般に「VTuber」として受容されるような活動を行う」こととも言い換えているが (山野 2024, p. 52)、こちらはそもそも VTuber でなければ行えないことではないだろう。VTuber として受容されるような活動を行うことはむしろ、VTuber になるために必要なことである。

以上の議論が正しければ、山野 (2024) における制度的存在者説の議論は VTuber の地位機能やそれについての地位機能宣言を説得的な仕方で提示することには成功しておらず、VTuber が制度的対象であるということについても同様である。このことは VTuber を制度的対象として解釈する可能性自体を排除するわけではないが、2 節で論じるように、私の考えでは、ある人物が VTuber であるという事実は制度的事実ではなく、地位機能や地位機能宣言に訴えることなしに説明が可能である^{*17}。

2 構成説

これらの既存の理論に対して私が代替的な見解として提案するのは、現代の形而上学において「構成」(constitution) と呼ばれる概念に基づく理論である。配信者説のように VTuber を端的に演者と

^{*17} 制度的存在者説における間接的な現実的事実の問題と地位機能の問題に関して、VTuber は「演者についての事実 (の一部) を VTuber についての事実として扱わなければならない」という義務を鑑賞者に対して生み出すような地位機能を持つと考えることができるかもしれない (この提案は匿名の査読者の示唆に基づく)。ただしこのような説明は、VTuber だけでなく、2 節で述べるような構成関係にある対象に一般的に適用可能なものであり、VTuber についての理論というよりも構成関係一般についてのサル流の理論と言うべきものである。

同一視することからは時間的事実や様相的事実に関わる問題が生じることに鑑みれば、VTuber を演者から区別することには一定のもっともらしさがある。他方で、1.2 節で論じたように、VTuber を制度的対象として説明することにも別の問題がある。そこで以下では、VTuber を演者から区別するが、VTuber が制度的対象であるという主張は回避するような説明として、構成の概念に基づく説明を提示する。

現代の哲学において、構成の概念は多くの場合物質的構成 (material constitution) と呼ばれる事象の文脈で論じられる。物質的構成の典型例として、粘土の塊とそれによって形作られる粘土像の関係を挙げることができる。例として、ある粘土の塊と、それによって形作られたウサギの像を考えよう。このとき、その粘土の塊はウサギの像を構成 (constitute) している、あるいは両者は構成関係にあると言われる。粘土の塊とウサギの像は、両者が存在する時点において少なくとも空間的に完全に一致 (coincide) しているが、問題になるのは両者が同一 (identical) であるかどうかである。もし両者が同一である、すなわち構成関係は同一性であると考えれば、1 節で取り上げた時間的事実や様相的事実に関する問題と同様の問題が生じる。例えば、粘土像の形を崩してもとの塊に戻しても粘土の塊は依然として存在するが、ウサギの像はもはや存在しないはずである。また、同じウサギの像が別の粘土でできていたかもしれないということは形而上学的に可能であるが、ある粘土が別の粘土でできていたかもしれないということは不可能である (それは端的に別の粘土である)。前者は粘土の塊とウサギの像が時間的に同一であるという主張に対して問題となり、後者はそれらが様相的に同一であるという主張に対して問題になる。

これに対して、粘土の塊とウサギの像が空間的に完全に一致することは認めつつ、両者は同一ではないとする立場は、(構成関係についての非還元主義的な立場という意味で)「構成説」(constitution view) とも呼ばれる (Wasserman 2021, §2; cf. 倉田 2017, p. 4)*¹⁸。構成の理論は例に挙げたウサギの像のような物体の構成に関してだけでなく、人格的な人間 (パーソン) の構成、集団や役割の構成といった事象にも応用されている (e.g., Baker 2000; Fine 1982, 2020)。本稿では構成説に基づく VTuber の説明を、VTuber についての構成説、または単に構成説と呼ぶことにする。

2.1 qua 対象の理論

現代の構成の理論には複数のバリエーションがあるが、本稿の目的は特定の種類の構成の理論を擁護することではないため、本稿では理論として比較的単純であり、構成説の立場の代表的な理論のひとつでもある Fine の理論 (Fine 1982, 1999, 2022) に基づいて議論を進めることにしたい。Fine によれば、対象 a が対象 x によって構成されているとき、対象 a は「(対象 x の) 何らかの性質ないし記述 φ の下での対象 x 」、すなわち「 φ である限りでの x 」あるいは「 φ としての x 」(x qua φ) である (Fine 1982, p. 100)。この見方に基づけば、前述のウサギの像の例の場合、ウサギの像は粘土の塊によって構成されており、それは「特定の形 (何らかのウサギの形) を持つ限りでの粘土の塊」で

*¹⁸ 構成関係に関する構成説以外の立場として、時間的部分説 (四次元主義) や相対的同一性説がある (Wasserman 2021)。

ある、とすることができる。Fine はこうした対象を「qua 対象」(qua object) と呼ぶ^{*19}。(上記の対象 x は qua 対象 a の「基体」(basis)、 φ は「注釈」(gloss) と呼ばれる。)¹⁹「青銅」と(青銅製の)「ゴリアテ像」、「ソクラテス」と「哲学者としてのソクラテス」、「サッチャー氏」と「首相としてのサッチャー氏」などが基体と qua 対象の組の例である (Fine 1982, pp. 100f.)。サール流の制度的対象と qua 対象の重要な違いは、qua 対象の存在やそれについての事実は、必ずしも何らかの地位的な性質の集合的承認に依存するわけではないということである。例えば、もし「哲学者である」という性質を持つことが集合的承認を必要としないのであれば、「哲学者としてのソクラテス」は qua 対象であるが制度的対象ではない^{*20}。

qua 対象が従う「原理」として Fine はいくつかの原理を挙げているが、その一部は以下のように再構成できる (Fine 1982, p. 100, 1999, pp. 66f., 2022, p. 18)。

(存在の原理) 「 φ としての x 」である a が時点 t において存在する

iff x は「 φ である」という性質を時点 t において有している

(同一性の原理) (i) 2 つの qua 対象の基体と注釈が同一である場合、それらの qua 対象は同一である; (ii) qua 対象はその基体とは区別される

(継承の原理) qua 対象 a が存在する任意の時点 t において、その qua 対象 a は a の基体を持つノーマルな性質を持つ

2.2 節でも述べるように、構成説において、間接的な現実的事実の問題はこのうち継承の原理によって説明される。ウサギの像という qua 対象の場合、その素材である粘土の塊が仮に白色であるという性質を持つとき、ウサギの像が白色であるということも成り立つのは、ウサギの像がその性質を継承しているからである。後述するように、VTuber の構成説によれば、VTuber は演者を基体とする qua 対象であり、その演者の持つ性質を同様に継承している。そしてそれによって、演者についての現実的事実は VTuber についての間接的な現実的事実としても成り立つ。

一方で、継承の原理はすべての性質に当てはまるわけではない。例えば、任意の対象 x は「 x を基体とする qua 対象ではない」という性質を持つが、この性質は x を基体とする qua 対象には継承されない。あるいはまた、私が粘土の塊を昨日購入し、今日になって粘土の塊からウサギの像を作ったとしよう。このとき、粘土の塊は「昨日存在していた」という性質を持つが、(今日から存在している) ウサギの像はこの性質を持たないはずである^{*21}。Fine はこうした性質を継承の原理の適用範囲から除外して、継承の原理が適用される性質に「ノーマルな」あるいは「通常の」(ordinary) という

^{*19} qua 対象の概念は後に、1 つの対象が複数の対象から何らかの関係の下で構成されるケースも含める形で「固定的具現化」(rigid embodiment) として一般化されている (Fine 1999, pp. 67f.)。以下の qua 対象についての議論では、固定的具現化についての Fine の議論も適宜参照する。また、難波 (2018) では VTuber の鑑賞における VTuber の「として (qua)」関係について論じられているが、構成に関する本稿の議論とは別のものである。

^{*20} 一方で、qua 対象が制度的対象でもあることが排除されるわけではない (cf. Fine 2020)。例えば、首相であるという性質を持つことが国王同様に集合的承認を必要とするのであれば、「首相としてのサッチャー氏」という qua 対象は制度的対象でもある。(ただし、サールの立場と異なり、首相としてのサッチャー氏という qua 対象はサッチャー氏とは存在論的に客観的に異なる。)

^{*21} ただし、4.3 節で論じるように、このような時間的な性質については別の仕方でも解釈する余地がある。

限定を付している (Fine 1982, pp. 100f., 2022, pp. 18f.). ただし Fine は、qua 対象がどのような性質を持つかには一般的な基準があるわけではなく、それは当の性質やその対象の種類に依存するとも主張している (Fine 1999, p. 67)。

これらの原理の妥当性や基礎性には当然議論の余地があり、その一部または全部を制限したり、別の原理で置き換えたりすべきであるといった主張も可能である。しかしながら構成の理論をめぐる論争で通常争点となるのは、これらの原理によって主張されている事実をどのように説明するかという点であり、構成関係がこれらの原理によって主張されている事実を伴うということ自体には (程度の差はあれ) 一定の共通理解がある^{*22}。また、これらの原理がなぜ成り立つのかという問題は VTuber の構成に特有の問題ではなく、構成の一般理論の問題である。ここでの私たちの関心は、構成関係一般の解明を与えることではなく、構成という一般的な事象をさしあたりこれらの原理によって特徴づけた上で、これらの原理を満たす qua 対象として VTuber を理解することによって、VTuber の存在論的な地位についてどのような説明が可能になるかを見ることである。

2.2 動画配信者の構成説と VTuber の構成説

VTuber の構成説の主張は、qua 対象とその基体の関係が VTuber とその演者の間にも成り立つということである。ただし、同様の見方は VTuber だけでなく、いわゆる動画配信者や動画投稿者一般にも当てはまる。そこでまず、VTuber よりも単純かつ一般的なケースとして、動画配信者に関して構成的な見解に基づく分析を適用することから始めたい。

動画配信者についての構成的な見解によれば、ある a が動画配信者であるならば、ある人物 x が存在しており、動画配信者 a は「動画配信者としての x」という qua 対象である。もう少し丁寧に述べれば、このことは qua 対象の存在の原理によって次のように定式化することができる。

- (7) 「動画配信者としての x」である a が時点 t において存在する
iff x は「動画配信者である」という性質を時点 t において有している

この定式化に基づく具体的な分析を示すために、架空の例として、秋山ヒカリという人物が動画配信者として活動するケースを考えよう。この例を上での定義に対応づけると次のようになる。

- (8) 「動画配信者としての秋山ヒカリ」である a が時点 t において存在する
iff 秋山ヒカリは「動画配信者である」という性質を時点 t において有している

つまり、秋山ヒカリが「動画配信者である」という性質を持つことによって、「動画配信者としての秋山ヒカリ」はある時点において構成される。さらに、「動画配信者としての x」を表す a には具体的な名前を当てはめることができる。例えば、「動画配信者としての秋山ヒカリ」が「HIKARI」と

^{*22} Fine の原理に対する批判 (および Fine の応答) の例として、Koslicki (2004, 2005, 2007) と Fine (2007)、および Evnine (2016, pp. 55ff.) を参照。このうち例えば Koslicki (2004) は Fine の継承の原理を批判しているが、Koslicki は構成関係において性質の継承が生じることを全面的に否定しているのではなく、継承は別の仕方では制約されるべきであるということを論じている。

命名されているならば次のようになる。

- (9) 「動画配信者としての秋山ヒカリ」である HIKARI が時点 t において存在する
iff 秋山ヒカリは「動画配信者である」という性質を時点 t において有している

したがってこの見解によれば、HIKARI と呼ばれる動画配信者とは、「動画配信者である」という性質を持つ限りでの秋山ヒカリという qua 対象である。秋山ヒカリは当人が動画配信者であるかどうかによらず存在するのに対して、HIKARI は秋山ヒカリが動画配信者である場合にのみ存在する。(7) の定義は「動画配信者である」という性質に依拠しているが、どのような場合にある人物が「動画配信者である」という性質を持つのかは「動画配信者」への言及を含まない形で定義することができる。例えば、動画配信者の典型的な活動が動画を媒体として自らの音声や自らの姿を配信することであるとするなら、少なくともそのような活動を行なっている瞬間にはその人物は動画配信者であると言えるだろう。定義の詳細には改訂の余地があるとしても、動画配信者であるという性質はこのような仕方では循環を含むことなく特徴づけることができる。

「動画配信者である」という性質を持つための条件は、さらに次のような仕方では拡張することができる。動画を配信している最中でなくても、ある人物が動画配信者として紹介されることや、自らを動画配信者と称することが可能であるように、「動画配信者である」という性質は動画の配信を行なっている瞬間だけにしか持つことができないようなものではない。「動画配信者である」という性質はむしろ、その活動にまさに従事しているような状況を離れてもさまざまな仕方では維持されうるものである。それが何によって維持されるのかは文脈にも依存するが、例えば、ある人物が継続的に動画配信の活動を行なっていく意図を持っていることや、実際に活動を継続して行っていること、さらにその活動によって収入を得ていること、あるいは周囲の人々に動画配信者とみなされること等々は、その一部または全部によってその人物が「動画配信者である」という性質を維持することを可能にするような事柄の例である。

他方で同時に、一度も動画の配信を行なったことがない人物が「動画配信者である」という性質を持つことは不可能である^{*23}。この点で「動画配信者である」という性質は、ある時点に一定の状況が実現されることによって初めて獲得される性質であると言える。秋山ヒカリの例であれば、秋山ヒカリは初めて動画配信を行うことによって「動画配信者である」という性質を獲得し、(もしかすると) HIKARI という名前 (名義) を名乗る。そして「動画配信者である」というその性質が何らかの仕方では維持されている限り、HIKARI という動画配信者は継続して存在していることになる。これに対して、ある人物が一度だけ動画配信を行い、その後動画配信者として継続して活動する意図がなく、さらに周囲から動画配信者とみなされていないような場合も考えることができる。そのような場合には、その人物が動画配信者であるという性質を持つのは当の配信の間だけであり、その配信

^{*23} もちろん、デビュー前の動画配信者や VTuber が宣伝されたり、それについて語られたりすることは可能であるが、それは一般に私たちが (「明日の食事」のような) まだ存在しない未来の対象について語ることができるのと同様である。つまり、活動を開始する前の VTuber や明日の食事は単に可能的対象であり、それらが現在において存在していると考えする必要はない。同じことは、引退した VTuber のような過去の対象についても言える。つまり、昨日の食事について語ることができるからといってそれが現在も存在する必要があるのと同様に、過去の VTuber について語ることができるからといってそれが現在も存在すると考える必要はない。

が終了してしまえば、もはや動画配信者であるとは言えないだろう。

私たちは同様の分析を VTuber にも適用することができる。まず、qua 対象の存在の原理を VTuber にも適用すると次のようになる。

- (10) 「VTuber としての x」である a が時点 t において存在する
iff x は「VTuber である」という性質を時点 t において有している

動画配信者のケースと同様に、「VTuber である」という性質も一定の状況が実現されることによって特定の時点に獲得される性質であり、その状況を外れてもさまざまな仕方で維持されることができるといえる性質である。VTuber は、そのような性質を演者が有する限りにおいて存続する qua 対象である。また、次節で論じるように、「VTuber である」という性質がどのような状況において獲得されるのかということも非循環的な仕方で特徴づけることが可能である。

さらに構成説は、qua 対象の継承の原理 (2.1 節) によって、VTuber に関する間接的な現実的事実を説明することができる。1 節で挙げた尾無ティプの例を再び取り上げれば、秋山花子が今日コンビニに行ったということが事実である、つまり秋山花子が「今日コンビニに行った」という性質を持つならば、継承の原理から、尾無ティプが今日コンビニに行ったということ、つまり尾無ティプが「今日コンビニに行った」という性質を持つことも成り立つ。同様のことは動画配信者一般に関しても言えるだろう。例えば、秋山ヒカリが今日コンビニに行ったという性質を持つならば、継承の原理によって、配信者としての秋山ヒカリ、すなわち HIKARI が今日コンビニに行ったという性質を持つことが成り立つ。(ただし、2.1 節でも述べたように、すべての性質が無制限に継承されるわけではない。)

ここまでに見てきたように、qua 対象としての動画配信者の分析は多くの点で VTuber にも適用できる。一方で、VTuber は単に動画配信者 (ないし動画投稿者) と同様であるわけではなく、むしろその特殊な場合として理解されるべきである。私の考えでは、qua 対象としての VTuber の重要な特徴のひとつは、単なる動画配信者の場合とは異なり、その存在が (演者以外の) 他対象の存在に依存するということ、すなわち存在依存 (existential dependence) にある^{*24}。存在依存を含む qua 対象の他のケースとして、いわゆる「YouTuber」を挙げることができる。「YouTuber である」という性質、つまり YouTube 上で動画配信を行なっているという性質は、動画配信者であるという性質とほとんど同じ仕方で獲得され維持されるような性質であるが、YouTube という特定の動画プラットフォームが存在していなければ維持することができないという点で単に動画配信者であることとは異なる。この意味で、「YouTuber である」という性質や YouTuber の存在は YouTube という動画プラットフォームの存在に依存していると言うことができる^{*25}。私の主張は、同種の存在依存が「VTuber である」という性質に関しても見いだされるということである。次節で論じるように、

^{*24} 存在依存はほぼ同じ意味で存在論的依存 (ontological dependence) とも呼ばれるが、以下では存在依存で統一する。

^{*25} こうしたことは動画配信者のような例に特有のことではない。例えば、「皇居ランナーである」という性質は、皇居の周りを走っている瞬間にのみ当の人物に帰属するわけではなく、皇居の周りを走ることによって獲得され (皇居の周りを一度も走ったことがない人が皇居ランナーになることはできないだろう)、その後さまざまな仕方で維持可能であるような性質であると考えられる。皇居ランナーであるという性質は同時に、皇居が存在していなければ維持しえないという点で皇居の存在に依存している。

VTuber であるという性質は、虚構的キャラクターの存在と、それを表象するアバターの存在のそれぞれに依存する。したがって、「VTuber としての演者」であるところの VTuber もこれらの存在に依存する。これが次節で私が示そうとすることのひとつである。

3 アバター行為者としての VTuber の成立

2 節で述べたように、構成説によれば、VTuber は演者が「VTuber である」という性質を持つことによって構成され、その性質を持つ限りにおいて存続するような対象である。では、演者がそれによって「VTuber である」という性質を獲得するような状況、つまり VTuber が成立するような状況とはどのようなものだろうか？ 本節ではそのような状況を、アバターと虚構的キャラクターの役割に注目して特徴づけることを目指す。

3.1 演者とアバター

はじめに、VTuber の成立に関わる要素のうち、「演者」と「アバター」(バーチャルアバター)の二つの要素を明確にしておこう。VTuber には一般に、VTuber の「演者」や「中の人」、「魂」とも呼ばれる、その VTuber として振る舞うような実在の人物が存在する。本稿では、そのような人物を VTuber の「演者」と呼ぶことにする^{*26}。これに対して VTuber の「アバター」や「モデル」と呼ばれるものは、視覚的には 2DCG または 3DCG の図像であると同時に、多くの場合、演者の動作や入力によって操作可能であるようなものである。本稿では、そのような視覚的な表現や演者による操作可能性を実現している、ある種のデジタル対象としてのデータ構造ないしプログラムを VTuber の「バーチャルアバター」(または単に「アバター」)と呼ぶ^{*27}。現実世界においては、デジタル対象としてのバーチャルアバターは、個々のコンピューター内部の電氣的な状態として、またはそのパターンとしての抽象的对象とみなすことができる。これに対して、バーチャルアバターの機能によって視覚的に表現される 2D/3DCG が属する、二次元または三次元の非現実の空間を、さしあたりバーチャル空間あるいはバーチャル世界と呼ぶことにする。

VTuber の演者とアバターの間にはどのような関係が成り立っているべきだろうか？ あるデジタル対象が VTuber のアバターであるためには、それが単に VTuber の演者によって操作可能であるというだけでは十分ではない。例えば、レーシングゲーム内の自動車はプレイヤーの入力によって操作されるデジタル対象であるが、ゲーム内の自動車を VTuber の演者が操作したとしても、それは通常その演者のアバターとはみなされないだろう。アバターとその使用者の関係に関して本稿で完全

^{*26} ただし、「演者」は必ずしも人間である必要はない。例えば、演者は AI プログラムであることも可能である (いわゆる AITuber; cf. 山野 2024, p. 49)。AITuber の場合には、「演者」はアバターと一体的なひとつのプログラムであることも考えられる。

^{*27} アバターをこのようなデジタル対象とみなす立場は、Chalmers (2022) においてバーチャルデジタルイズム (virtual digitalism) と呼ばれている (Chalmers 2022, Chap. 10)。(より正確には、バーチャルデジタルイズムは、アバターを含む「バーチャル対象」全般をデジタル対象とみなす立場である。) ただし、広い意味でのアバターの概念はデジタル対象に限られない。例えば、アバターロボットや着ぐるみなども後述する代理関係を満たすようなアバターになりうる。

な説明を与えることは難しいが、ここでは Sweeney (2023) の「代理関係」(proxy relation) の概念を用いて一定の特徴づけを与えることにしたい。Sweeney は Floridi (2015) の議論を援用して、アバターはその使用者に対して代理関係、つまりアバターの使用者という外部の対象を代理するという関係を持つと主張している。代理関係が成り立つのは、表象 (stand for) 関係、つまり何かがあるを指示 (refer) するという関係と、代替 (stand in) 関係、つまり何かがあるの代わりとして振る舞う (behave on behalf of, act instead of) という関係が同時に成り立っている場合である (Sweeney 2023, pp. 527f.)。この見方によれば、バーチャルアバターはその使用者を表象し、かつ代替しているようなデジタル対象であると言える。

このような Sweeney の見解に加えて、私の考えではさらに、デジタル対象の持つ表象機能として二種類のものを区別することができる。レーシングゲーム内の自動車の例では、画面上の自動車の CG は何らかの (実在または虚構の) 自動車を描写 (depiction) によって表象している。この意味でゲーム内の自動車は、自動車に対して図像による描写的な表象機能を持っている。他方で私たちは、その自動車の CG がどのプレイヤーに対応するものであるかを判別することもできるが、それはゲーム内の自動車が、それを操作する特定のプレイヤーとの因果的な結びつきを (プログラムされたメカニズムを通じて) 持つからである。この意味でゲーム内の自動車は、プレイヤーに対する指標的な表象機能を持っている。VTuber のアバターと演者の間の表象関係としてここで想定されているのは、後者の種類の表象機能に基づく関係である (前者の種類の表象機能については 3.2 節で述べる)*²⁸。

以上の見方に基づけば、何らかのデジタル対象が VTuber の演者やビデオゲームのプレイヤーにとってのアバターであるのは、両者の間に代替関係が成り立っている、つまり表象関係と代替関係が同時に成り立っている場合に限られる。レーシングゲーム内の自動車はプレイヤーに対して指標的な表象関係を持つが、それはあくまでプレイヤーによって運転されるものとして解釈されており、ゲームのバーチャル空間でプレイヤー自身の代わりとして振る舞うわけではない、つまり代替するわけではないという点で、プレイヤーのアバターとしては不十分である*²⁹。これに対して、ゲーム内のいわゆる「プレイヤーキャラクター」が典型例であるように、ゲーム内のある対象がプレイヤーを (指標的に) 表象し、なおかつプレイヤー自身をゲーム内で代替するならば、その対象はプレイヤーをゲーム内で代理するアバターとみなすことができる。VTuber のアバターの場合も同様に、あるデジタル対象が VTuber のアバターであるためには、それが演者を表象することに加えて、バーチャル空間内で演者を代替するものである必要がある。

*²⁸ ただし、すべての指標的な表象関係が因果的な結びつきによって説明できるわけではなく、VTuber のアバターが操作不可能な静止画である場合などの例外的なケースがある。このようなケースに対するひとつの可能な説明は、もしそのアバターが操作可能であれば、それは演者によって操作されただろうという反事実的な仕方であバターと演者の間に可能な因果関係を認めることである。

*²⁹ もちろん、ゲーム内の自動車がプレイヤーのアバターとなることが不可能であるわけではない。例えば、ゲーム内の自動車そのものがプレイヤーの代わりとして振る舞うようなゲームも存在するが、そのようなゲームではゲーム内の特定の自動車がプレイヤーのアバターである。

3.2 アバターの描写的な表象機能と虚構的キャラクター

アバターはさらに、その図像 (CG) による描写によって何らかの別の対象を表象する場合がある^{*30}。例えば、アバターの使用者の 3D スキャンから構築した精緻なモデルや、その人物の外見をデフォルメしたようなモデルはアバターの使用者を描写的に表象すると言えるだろう。しかしながら多くの場合、VTuber のアバターの図像は演者本人ではなく虚構的なキャラクターを描写的に表象している。演者とアバターに加えて、アバターによって表象されるそのような虚構的なキャラクターが VTuber の成立に関わる第三の要素である^{*31}。マンガ作品やアニメ作品の虚構的なキャラクターと同様に、VTuber の虚構的なキャラクターは、図像的に描写されているような外見上の特徴を持ち、プロフィール文で記述されているような諸設定、例えば「化け猫である」や「1000 歳である」、あるいは「高校生である」や「読書好きである」といった特徴づけを満たす。キャラクターが持つこうした架空の性質に関する事実はフィクショナルな事実であり、それらの事実はそのキャラクターについてのフィクションの文脈において成り立つといえることができる。その上で、キャラクターについてのフィクショナルな事実が VTuber についてのフィクショナルな事実でもあることは、VTuber はこうしたキャラクターに対して、フィクションの文脈において同一であるものとして特徴づけられている、ということによって説明することができる。

私の見解では、アバターの使用に関する VTuber の固有性は、アバターが表象する虚構的キャラクターと演者の関係にある。虚構的なキャラクターを表象するアバターであっても、その使用がすべて VTuber の事例となるわけではないことは明らかである。例えば、ある会社の社員がバーチャル空間内での社内会議に参加するために何らかの虚構的なキャラクターを表象するアバターを利用したとしても、必ずしもそれだけで VTuber の事例とはみなされないだろう。このような単なるアバターの使用と VTuber のアバターの使用との違いは、後者の場合にはアバターによって表象されるキャラクターを演者が演じているという点にある。もちろん、VTuber は必ずしもキャラクターについての何らかの設定や台本のようなものに全面的に即して振る舞うわけではなく、演者がいわば「素の」状態で振る舞うようなケースも一般的である (cf. 山野 2024, p. 13)。この点で、舞台演劇などにおける役者の演技と比べて VTuber の演者の「演技」の度合いには相当程度の幅があることは事実である。私が主張したいのは、それにも関わらず、アバターの使用が VTuber の事例であるために行わなければならないような、「最低限の」演技と呼べるようなものがある、ということである。VTuber のキャラクターの名前の使用は (少なくとも名前を持つ VTuber の場合には) そのような最低限の演技の有力な候補である。例えば、VTuber の演者の振る舞いがどんなにそのキャラクターの設定から乖離し

^{*30} 以下の議論におけるアバターとキャラクターの表象関係は、図像による描写的な表象を意味する。したがって、3.1 節におけるアバターと演者の指標的な表象関係とは区別される。また、以下の議論はアバターの図像が表象的であるケースを想定しているが、アバターは常に何か別の対象を表象するわけではなく、非表象的な場合もある。アバターが抽象的な模様である場合や、特に何かを模しているわけではない場合はその例である。

^{*31} 虚構の対象の存在論についてどのような立場を採るかについては複数の選択肢があるが、ここでは特定の立場に限定する必要はない。以下では虚構的キャラクターが「存在する」という表現を用いるが、虚構の対象を反實在論的に理解する虚構主義や、非存在対象として扱うマイノリティ主義の立場を取るとしても、適当な修正のもとで以下と同様の議論が可能だろう。

ていたとしても、自らを VTuber のキャラクターの名前ではなく自身の本名で呼ぶことはしないはずであり、逆に VTuber の事例以外のアバターの使用ではそのような演技は不要である。

以上の議論に対しては異なる見方もありうる。例えば篠崎 (2023) において篠崎は、演者があるフィクショナルな仕方では振る舞っているということは、演者が何らかのキャラクターの演技をしているということを必ずしも含意しないという立場から、VTuber もキャラクターの演技をしているわけではないという見解を擁護している (篠崎 2023, pp. 300f.). 私の考えでは、キャラクターの演技の有無に関するこの見解と私の見解は根本的に対立するものではなく、どちらの説明が適切であるかは事例に応じて異なる*³²。いずれにしてもこの点は、構成説と (篠崎 (2023) で擁護されている) 配信者説の対立とは独立の論点であり、むしろ VTuber の成立の条件がどのようなものであるべきかにかのみ局所的に関わる。ここではさしあたりキャラクターの演技が必要であるという立場を取るが、もし篠崎のような「非キャラクター的な」見解を採用するのであれば、虚構的キャラクターに相当する要素は存在しないか、演者が何らかの仕方では虚構的キャラクターとしての役割も担うことになる。

3.3 まとめ

ここまでの議論で示した、VTuber の成立に関わる諸要素とそれらの間の関係は次のようにまとめることができる。ある VTuber v の成立に関して、その演者を pv、バーチャルアバターを av、虚構的キャラクターを cv としよう。演者 pv が VTuber であるという性質を持つ、あるいは獲得することによって VTuber v を初めて構成するのは、動画配信などの活動において、演者がアバター av によって表象されるキャラクター cv を演じるとともに、アバター av によって代理されるとき (かつそのときのみ) である。言い換えればこのとき、演者、バーチャルアバター、虚構的キャラクターの間で以下の 3 つの関係が成り立っている*³³。

- (a) バーチャルアバター av が虚構的キャラクター cv を描写的に表象する
- (b) 演者 pv が虚構的キャラクター cv を演じる
- (c) バーチャルアバター av が演者 pv を代理する

この分析からの帰結は、VTuber の成立には、演者、バーチャルアバター、虚構的キャラクターの 3 要素が不可欠であるということである。さらに、これらの要素は VTuber の成立の場面において必要であるだけでなく、その VTuber の存続にも必要であると考えられる。つまり、アバターや虚構的

*³² ただし、どちらの説明が実際の VTuber の事例の多くに当てはまるのかという点は別の検討を必要とする。多くの VTuber の事例においてキャラクターの演技が必要であると考えられるひとつの理由として、多くの場合 VTuber の成立に先立ってキャラクターが図像や設定を通じてすでに創造されており、演者はそのキャラクターを念頭に置いて振る舞っているように思われるという点が挙げられる。

*³³ 難波 (2018) は「三層理論」として、「VTuber の鑑賞の対象」を、「パーソン」(演者)、「メディアペルソナ」、「キャラクター」(キャラクター) という 3 つの構成要素からなるものとして分析している。難波の議論は VTuber の鑑賞実践の分析を目的とするものであるが、演者やキャラクターといった要素、そしてそれらの関係に注目する点で本稿の分析と共通している。一方で、メディアペルソナではなくバーチャルアバターの概念が導入される点や、それぞれの関係の具体的な内実において本稿の分析は異なる。また、本稿の見解によれば、アバターやキャラクターは VTuber の成立や存在の条件ではあるが、VTuber それ自体はあくまで「VTuber としての演者」である。

キャラクターは VTuber が存在しなくても存在することができるのに対して、ある VTuber が存在しているが、そのアバターや虚構的キャラクターが存在しないような状況は不可能である。この意味で、VTuber の存在はアバターと虚構的キャラクターに存在論的に依存する。ただし、VTuber の虚構的キャラクターは (その設定が変更されることはあるとしても) 特定の単一の虚構的対象であるのに対して、VTuber のアバターは単一のデジタル対象に限られるわけではない。2D のアバターと 3D のアバター、アップデートされたアバターとそれ以前のアバターなど、VTuber が複数のアバターを持つことは可能である。つまり、VTuber が依存するのは特定のアバターではなく、特定のキャラクターを表象する何らかのアバターである。VTuber の虚構的キャラクターへの依存のような、特定の対象に対する存在依存は固定的な (rigid) 依存と呼ばれるのに対して、アバターへの依存のような、ある種類の対象に対する不特定の存在依存は類的な (generic) 依存と呼ばれるものである (Tahko and Lowe 2020, §1; Simons 1987, pp. 295ff.). これらの依存はあくまでキャラクターやアバターが存在することへの依存であり、2.2 節で述べたように、VTuber の存続、つまり「VTuber である」という性質が維持されるために、演者がキャラクターを演じていることや、アバターが演者を代理していることが常に成り立っている必要があるわけではない。

VTuber のキャラクターへの存在依存を認めることによって、同じ人物が複数の VTuber を演じるようなケースにも説明を与えることができる。これまで単に「VTuber である」という性質と呼んできたものは、それが異なるキャラクター $cv_1, cv_2, \dots$ に依存する場合には、それぞれが異なる性質として区別される。キャラクター $cv_1, cv_2, \dots$ に依存する性質をそれぞれ「VTuber₁ である」、「VTuber₂ である」、... という性質としよう。このとき、一人の人物が複数の VTuber である、つまり複数の VTuber が一人の演者によって構成されるのは、その演者が複数の性質「VTuber₁ である」、「VTuber₂ である」、... を同時に持つ場合である^{*34}。

4 事例の説明と反論への応答

最後に、VTuber に関するいくつかの個別の事象や論点について、構成説がどのような説明を与えるのかを論じる。

^{*34} ある人物 x が存在し、「VTuber₁ としての x 」が特定の VTuber v_1 であるような場合、「VTuber₁ である」という性質はむしろ「VTuber v_1 である」という性質とみなせるように思われるかもしれないが、そのような扱いは適切ではない。例えば、「VTuber₁ である」という性質がある虚構的キャラクター cv_1 に依存し、「VTuber₁ としての秋山花子」が尾無タイプであるとしよう。このとき、同じキャラクター cv_1 を表象するアバターを使用し、キャラクター cv_1 として振る舞うことによって、別の人物 (秋山ヒカリとしよう) も「VTuber₁ である」という性質を獲得することができるかもしれない。しかしながら、「VTuber₁ としての秋山ヒカリ」と「VTuber₁ としての秋山花子」は多くの場合別の VTuber として扱われ、前者も後者と同じ尾無タイプであるということにはならない (つまり、qua 対象の同一性の原理によって主張されているように、VTuber の同一性は基体である演者にも依存する)。したがって、「VTuber₁ である」ということと「VTuber 尾無タイプである」ことを同一視することは厳密には避けるべきである。

4.1 デビューと引退

まず、VTuber に関する基本的な時間的な出来事であるデビューと引退について検討しよう。一般に VTuber はある時点においてデビューし、その後のある時点において引退する。ただし、ここでは「デビュー」と「引退」を、単にデビュー配信や引退配信を行うことではなく、VTuber が存在するようになることと存在しなくなることと同義的に用いる。構成説によれば、ある VTuber がデビューする (存在するようになる) のは、演者がアバターとキャラクターに対して一定の関係にあるという条件が満たされることによって、演者が「VTuber である」という性質を持つようになった場合である。VTuber のデビュー配信はこうした条件を満たす典型的な例であるが、例えばもし公式なデビュー配信の前にリハーサルを行ったとすれば、当の VTuber はその時点ですでに存在している。

これに対して、VTuber が引退する (存在しなくなる) のは、演者が「VTuber である」という性質を持たなくなったときである。「VTuber である」という性質がさまざまな仕方で維持されうるように、それが失われる仕方にもさまざまな可能性があるが、VTuber 活動からの引退の宣言とその履行はその典型的な例である^{*35}。引退の説明に関する構成説のメリットは、ある VTuber が単に一時的に配信中ではない状況と、その VTuber が引退によって存在しなくなる状況を、形而上学的なレベルで区別することができる点である。つまり、二つの状況は配信などの活動を今まきに行なっているわけではないという点では同じであっても、前者の場合には VTuber であるという性質を演者が依然として有しているのに対して、後者の場合には演者は VTuber であるという性質を有していないという点で異なる。また、構成説からの別の重要な帰結は、ある VTuber が存在しなくなったとしても、そのアバターやキャラクターは引き続き存在することが可能であるということである。一度引退した VTuber が「復活」する、つまり再び存在するようになるようなケースは、同じ演者、アバター、キャラクターが再び一定の関係に立つことによって、演者が以前と同じ「VTuber である」という性質をあらためて獲得するような事態として説明できる。

4.2 存続

引退についての議論でも述べたように、構成説によれば、一度デビューした VTuber の演者は動画配信を今まきに行なっているわけではないような状況においても VTuber であるという性質を持つ。つまり、そうした状況においてもその VTuber は qua 対象として継続して存在している。したがってこの見解によれば、「VTuber はデビューから引退まで存在する」という言明は文字通りに真であ

^{*35} ここでの「宣言」は、サール流の制度的事実の成立や不成立に関わるようなタイプの宣言ではない。首相のような制度的対象の場合、就任宣言や辞任宣言のようなある種の宣言を行うことはその地位の承認に関する条件の一部である場合があり、このとき宣言は地位の付与や喪失について決定的な役割を持つ。したがって例えば、正式な手順で首相からの辞任を宣言した人物がこれまでと同様の活動を続けたとしても、それはあくまで首相のように振る舞っている人物であり、真正の意味での首相ではない。一方で VTuber の場合、ある人物が VTuber からの引退を宣言しながら実際には活動を継続しているような場合、その人物は単に宣言に反して実際には VTuber を引退していないと考えるべきである。したがって、ある VTuber が存在しなくなるためには引退を宣言するだけでは不十分であり、実際に活動をやめるという形で宣言を履行する必要がある。

る^{*36}。

動画配信が VTuber として行為することの例であるとすれば、それ以外の状況でも VTuber は存在しているという構成説の見解からの含意は、VTuber が存在することと、演者が VTuber として行為することは区別される必要があるということである。すなわち、VTuber はデビューから引退まで存続するが、その期間中、演者には VTuber として行為している時間とそうでない時間がある。どのような場合に演者が VTuber として行為していると言えるのかは文脈に依存すると思われる^{*37}。典型的には、VTuber の成立の条件と一致するような仕方でキャラクターが演じられたり、そのような仕方でバーチャルアバターが使用されたりしているような状況は演者が VTuber として行為している状況と言えるだろう。一方で、声だけの出演が可能なラジオ番組をはじめとして、アバターが使用されていなくても演者が VTuber として行為していると言えるような状況も存在する。さらに別の例として、VTuber の演者が旅行に行くような場合を考えてみることができる。もしそれが VTuber としての活動とは無関係な、いわゆる「プライベート」の活動の一部であれば、演者は VTuber としてではなく端的に演者本人として行為していると考えられる。これに対して、もしそれが旅行動画の収録のような VTuber としての活動の一部であれば、撮影時にアバターを用いているのでなくとも、旅行中の時間の多くにおいて演者は VTuber として行為していると考えられる。

その上で強調しておきたいのは、構成説によれば、VTuber の演者がプライベートな立場で活動している状況においても、それによって当の VTuber が一時的に存在しなくなるわけではないということである。むしろ、演者が VTuber として行為していないような間も VTuber は演者とまさに同じ場所に存在しており、継承の原理によってさまざまな間接的な現実的事実が VTuber に関して成り立つ。例えば、ある VTuber の演者がプライベートの旅行中に札幌を訪れたことが VTuber としての行為ではないとしても、継承の原理によって、その VTuber が札幌を訪れたということは間接的な現実的事実として成り立つ。したがって、もし後日この人物が VTuber として配信を行って、札幌を訪れたと述べたなら、その主張は真である。このように、VTuber として行為した結果だけが VTuber についての事実になるわけではなく、VTuber についての事実のうちには、VTuber としての行為の結果であるものとそうでないものがどちらも含まれる。

^{*36} VTuber の存続に関する構成説の見解は、同じ非還元主義の立場である制度的存在者説の見解と比較することができる。山野 (2024) によれば、VTuber は、その演者とモデル (アバター) がまさに連動しているような状況においてのみ存在し、それ以外の状況では「可能的に」存在する (山野 2024, pp. 60ff.)。もしそうであるとする、VTuber は配信中の数分から数時間のあいだ存在し、配信の終了とともに存在しなくなる、という仕方で生成消滅を繰り返すことになり、「VTuber はデビューから引退まで存在する」という言明は文字通りには真ではないことになる。(ただし、この見解は VTuber を制度的対象とみなすかどうかとは独立のものであるように思われる。)

^{*37} VTuber として行為しているかどうかの基準の候補として、演者が VTuber として行為することを意図しているかどうかということが考えられるかもしれない。確かに、演者が VTuber として行為している多くの場合にはそのような意図が存在しているように思われる。しかしながら、VTuber として行為することを意図することが VTuber として行為することの十分条件であるかどうかについてはさらに検討が必要であり、ここでは立ち入ることができない。

4.3 性質と継承

構成説において、VTuber についての間接的な現実的事実は qua 対象の継承の原理によって説明されるが (2.2 節)、いくつかの点については明確化のために個別の検討が役立つだろう。

まず、演者から VTuber に継承されない性質があることを確認しておこう。2.1 節で述べたように、継承の原理は無制限の原理ではなく、その適用には一定の制約がある。例えば、「VTuber x の演者である」という性質は VTuber x に継承されない性質の例である。つまり、この性質が帰属するのは VTuber x の演者のみであり、「VTuber x は VTuber x の演者である」ということは成り立たない。重要なのは、こうした制約は VTuber に特有のものではなく、同様の制約は構成関係の他の事例にも当てはまるということである。例えば、ウサギの像 x を構成する粘土の塊は「ウサギの像 x の材料である」という性質を持つかもしれないが、この性質はウサギの像 x に継承されるわけではない。

時間的な性質の継承についてはどうだろうか？ Fine はある種の時間的な性質も qua 対象に継承されない性質として挙げているが (Fine 1982, pp. 100f.)、私の考えでは、時間的な性質や事実に関わる言明は二つの仕方で解釈が可能である。例えば、ある VTuber a の演者が VTuber としてのデビュー前にカフェで働いていた経験を持っているとしよう。このとき、「VTuber a は過去にカフェで働いていた」という言明には次のような二つの解釈がある。構成説によればまず、qua 対象としての VTuber a はそれがデビューする (存在するようになる) 以前には存在していないので、この言明の内容は、デビュー前の過去の時点において VTuber a が「カフェで働いている」という性質を持っていた、という意味では成り立っていない。他方でこの言明は、VTuber a は現在の時点において、「デビュー前の過去の時点においてカフェで働いていた」という性質を (継承によって) 持っている、という意味でも解釈できる。もしこのタイプの継承を認めるのであれば、たとえそれがその過去の時点では VTuber として行ったものでなかったとしても、「VTuber a は過去にカフェで働いていた」ということは VTuber a についての間接的な現実的事実である。時間的な性質の継承の問題は今後の議論を必要とするが、もしこのように考えるのであれば、「デビュー以前から存在していた」とような性質についても同じように二種類の解釈が許容されるべきである。

時間的な性質の中でも、VTuber の年齢は複雑な事柄である。私の考えでは、VTuber の年齢は多義的であり、3 つの意味が区別される必要がある。まず、VTuber の年齢は多くの場合フィクショナルな設定上の年齢を指している。フィクショナルな設定は必ずしも固定的なものではなく、設定上の年齢もデビューからの現実の経過年数などに応じて変更されうる。一方で、1000 歳であるという設定の VTuber を想像してみれば明らかであるように、VTuber は必ずしも実際に設定上の年齢であるわけではない。VTuber の実際の (現実的な) 年齢については、ここでさらに 2 つの解釈が可能である。ひとつの解釈では、VTuber の年齢は VTuber がデビューしてから存続している年数を意味する。この意味での VTuber の年齢は、演者ではなく qua 対象としての VTuber だけが持つ性質である。もうひとつの解釈として、VTuber の年齢は、その演者から継承される身体的・精神的な年齢という意味でも解釈することができる。例えば、「この VTuber は飲酒しながら配信ができる年齢である」という主張において意味されているのは、最後の意味での年齢であると考えることが自然だろう。

VTuber に対する継承の原理の適用に対しては、次のような主張が反論として可能かもしれない。つまり、VTuber の演者はしばしば、自らに関する性質の一部、例えば自らの年齢、容姿や、現在の VTuber としての活動を始める前に行っていた活動（いわゆる「前世」）を公表したり公言したりすることを避けるが、そうした場合にはそれらの性質は VTuber に帰属させるべきではない、という主張である^{*38}。この点に関する私の応答は、VTuber がある性質を持つという客観的な事柄と、人々がそれを知っていたり信じていたりするという認識論的な事柄は区別される必要がある、というものである。年齢、容姿や過去の経歴といった性質の一部または全部を公開せずに活動するということは、VTuber に限らない動画配信者全般や、それ以外のいわゆるタレントによってもしばしば行われる。しかしながら、それはそうした人物が実際に経歴や年齢、容姿を持たない存在であるということの意味するわけではない。それはむしろ、私たちが当の人物について何を知っているかということや、何が私たちに知られずにいることが当の人物によって（プライバシーや構築したいイメージのために）意図されているかということに関わる。VTuber の場合も同様に、年齢や容姿、過去の経歴を含め、VTuber が（継承の原理によって）諸々の性質を現実を持つことは、私たちがその VTuber の性質について何を知っているかということや、何が私たちに知られずにいることがその VTuber によって意図されているかということとは独立の事柄である。

4.4 「アバター交換・扮装」の事例

構成説は演者と VTuber を同一視しない非還元主義的な見解であるが、そうした非還元主義的な見解一般に対する反論として、篠崎 (2023) は少なくとも二つの論点を提供している。そのひとつは 1 節で取り上げた間接的な現実的事実の問題であるが、すでに 2 節で論じたように、構成説によれば、このことは qua 対象の継承の原理によって説明される、構成関係一般の基本的な事実である。

二つのうちもうひとつの論点は、「アバター交換・扮装」の事例の問題である (篠崎 2023, pp. 307ff.)。篠崎が実例を交えて問題にしているのは、ある VTuber v_1 が、配信内において一時的に別の VTuber v_2 とアバターを交換する、または VTuber v_2 と同じアバターを用いる (VTuber v_2 の扮装をする) ようなケースである。篠崎が主張するように、アバターの交換や「扮装」は VTuber の同一性に影響を与えない、つまり VTuber v_1 は VTuber v_2 と一時的にアバターを交換しても VTuber v_1 のままであるように思われる。演者と VTuber を同一視する配信者説においては、VTuber の同一性は演者の同一性であり、アバターを交換することは演者の同一性には影響を与えないので、アバターを交換しても VTuber の同一性は保たれる。しかしながらもし演者と VTuber を区別するのであれば、このことに別の説明を与える必要がある。

この問題に対して、構成説は次のように応答することができる。VTuber v_1 の演者を pv_1 としよう。このとき VTuber v_1 は、(VTuber v_1 のキャラクターとアバターに存在依存している)「VTuber₁ である」という性質を持つ限りでの演者 pv_1 であるが、この「VTuber₁ である」という性質は、ア

^{*38} この指摘は匿名の査読者の示唆による。このタイプの説明として、山野 (2024) は、VTuber についての間接的な現実的事実が成り立つためには、演者についての事実を VTuber に帰属させようとする意図が提示される必要があるという見方を示している (山野 2024, pp. 137ff.)。

バターの交換によって演者 pv_1 が一時的に別のアバターを用いたとしても失われるわけではない。ここで注意する必要があるのは、3 節でも述べたように、アバターへの存在依存はそのアバターを今まさに操作していることへの依存ではないということである。したがってアバターの交換は VTuber v_1 の同一性に影響を与えず、構成説においても元の VTuber の同一性は保たれる。

この論点に関連する構成説に固有の帰結のひとつは、ある VTuber が他のアバターを用いてそのアバターが図像的に表象するキャラクターの演技をすることで、さらに別の VTuber が構成されることもあるということである。VTuber v_1 の演者 pv_1 が VTuber v_2 のアバターを用いているとき、継承の原理によって、VTuber v_1 が VTuber v_2 のアバターを用いているということも成り立つ。そして扮装の事例のように、VTuber v_1 が単に VTuber v_2 とアバターを交換するだけでなく VTuber v_2 のキャラクターの演技も行うとき、VTuber v_1 とも v_2 とも異なる、いわば「VTuber v_1 が演じる VTuber v_2 」という新しい VTuber が (多くの場合その場限りではあるものの) 構成されていることになる^{*39}。

4.5 誹謗中傷と論評

さらに篠崎は、VTuber と演者を同一視する配信者説の利点のひとつとして、VTuber に対する誹謗中傷が演者に対する誹謗中傷として扱われる場合があるという事態が配信者説ではシンプルに説明できることを挙げている (篠崎 2023, pp. 306f.)。つまり、配信者説においては、VTuber に対する主張は演者に対する主張と同一であるので、VTuber に対する誹謗中傷は端的に演者に対する誹謗中傷である。これに対して構成説のような非還元主義的な立場によれば、VTuber に対する主張と VTuber の演者に対する主張は同一ではない。したがって非還元主義的な立場をとる場合、誹謗中傷のケースを含め、VTuber に対する主張とその演者に対する主張の関係が問題になる。

この問題に関して構成説において重要なのは、qua 対象としての VTuber に対する主張は、必然的にそれを構成する演者に対する主張を含意する場合があるということである。例えば、粘土の形を変えることなく粘土像の形を変えることが不可能であるのと同様に、ある演者が演じている VTuber に対して危害を加えるということは、(少なくともアバター行為者という意味での VTuber に関して言えば) その演者に危害を加えることなしには事実問題として不可能である。したがって、VTuber に危害を加えるという主張は、演者に対して危害を加えるという主張をそれが含意するという意味で問題のあるものである。(もちろん、実際に VTuber に対して精神的苦痛を与えたりすることも、それが演者に対して精神的苦痛を与えたりすることを必然的に伴うという意味で問題がある。) 他方で、VTuber についてのすべての主張が演者についての含意を持つわけではないことも重要である。例えば、私たちはある VTuber の現実の言動に基づいてその VTuber を非難したり称賛したりすることができるが、構成説によれば、そのことは私たちがその VTuber の演者を非難したり称賛したりしていることを必ずしも含意しない。こうした非難や称賛のケースでなされているのは VTuber に対す

^{*39} VTuber 同士のアバター交換の事例ではないものの、VTuber が VTuber を構成する事例として、にじさんじに所属する複数の VTuber が同グループのマスコットである「ゆがみん」と呼ばれるキャラクターを演じている例が挙げられる (cf. MoguLive 2019)。

るフィクショナルな主張ではなく現実的な主張であるが、それと同時に演者に対する現実的な主張とも区別される必要がある。

4.6 社会的側面

3 節で提示した VTuber の成立の条件は、サル流の社会存在論における集合的承認に相当するような条件、つまり人々の心的あるいは志向的な状態に関する条件を含んでいなかった。では、VTuber の成立や存在は、人々の心的な状態や社会的な背景とは独立の事象なのだろうか？ 私は 1 節で、サル流の社会存在論に基づく制度的対象として VTuber を説明することの問題点を論じたが、このことは VTuber が社会的側面をまったく持たないということの意味するわけではない。VTuber は一定の文化的な文脈から登場した文化的産物であり、文化は人々の心的な状態や行為に依存する社会の一部である。少なくともこのような意味で VTuber は社会的側面を持つと言える。VTuber のこのような側面を捉えるひとつの方法として提案できるのは、種 (kind) としての VTuber を何らかの社会種 (social kind) や人工物種 (artifact kind) として理解することである^{*40}。VTuber をこれらの観点から詳しく検討することは本稿の範囲を超えるが、本稿で提示した VTuber の成立や存在についての条件が VTuber という種にとってある程度本質的なものであるという主張は、VTuber という種が社会種や人工物種であり、その種の存在や特徴が人々の心の状態や社会的な背景に依存する側面を持つという主張とは少なくとも両立可能である。

VTuber の社会的側面に関するもうひとつの論点は、個々の VTuber の成立や存在が人々の心的な状態に依存するかどうかという問題である。本稿で提示した VTuber の成立や存在の特徴づけは人々の心的な状態に関する条件を明示的には含んでいないが、この点に関して次のような批判が可能かもしれない。つまり、演者が VTuber として活動する、あるいは VTuber とみなされることを意図していない場合や、視聴者が演者の活動を VTuber の活動とみなしていない場合には、演者はいわば、単にアバターを用いて独特なスタイルの配信を行なっているだけであり、VTuber が存在するとは言えないのではないだろうか、というものである。このように考える場合、単にそれが VTuber とみなされているだけでなく、何が VTuber とみなされるかということについて一定の共通見解があることも必要だと考えたくなるかもしれない。これらのことが正しければ、本稿で提示した VTuber の特徴づけにも演者の意図や視聴者の受容に関する条件が追加されるべきであるように思われる^{*41}。

この論点に関しては、人工物やその構成のケースが検討の手がかりとして役立つように思われる。ここで問題になっている見方は人工物のケースにも当てはまる。例えば、ウサギの粘土像という人工物に関して同様の見方に従えば、それが単に独特な形状の粘土の塊であるだけでなくウサギの像であると言えるためには、製作者がウサギの像を作る、あるいはそれがウサギの像とみなされることを意図していることや、それがウサギの像として人々にみなされている (みなされうる) ことが必要であることになる。そして実際のところ、構成に関する論者の一部はこのような見方にコミットしている。構成に関する Baker の見解はその例であり、Baker によれば、塑像のような人工物の構成には、

^{*40} 社会種や人工物種については、例えば鈴木 (2019) を参照。

^{*41} この論点は匿名の査読者らの示唆に負う。

製作者の意図や芸術に関する社会的な文脈が必要である (Baker 2000, pp. 34f., 43f., 2007, p. 36)。また Thomasson は、ある種の人工物が存在するためには、製作者の意図に加えて、その扱いに関する公共的な規範が必要であるという見解を示している (Thomasson 2014)。VTuber が典型的な人工物とどの程度共通点を持つかには議論の余地があるが、少なくとも VTuber の構成についても同様の条件を取り入れることは可能だろう。一方で、人工物の構成に関する Baker や Thomasson の見解には批判もある。例えば Koslicki と Massin は、個別の人工物の構成の条件は製作者や使用者の意図によってではなく、その対象がどのような事柄を実現できるかという能力 (capacity) によって規定されるべきであるという見方を示している (Koslicki 2023; Koslicki and Massin 2025)。同様の争点が VTuber のケースでも生じるのかを含め、VTuber の社会的側面の位置づけはさらなる今後の議論を必要とする。

まとめれば、個々の VTuber の成立や存在が人々の心的な状態に依存するかどうかは、必ずしも VTuber についての考察のみから明らかになるものではなく、構成についての一般的な問題にも関わっている。本稿で私は個別的な心的依存を要求しないバージョンの構成説を示したが、適当な変更によって個別的な依存を要求することもできるという点で、構成説それ自体はそのような依存を認めるかどうかについて中立的である。

結論

本稿では、アバター行為者としての VTuber の形而上学的な地位に関して、配信者説と制度的存在者説の問題点を指摘し、構成説と呼ぶ見解を擁護した。VTuber とその演者を何らかの仕方では区別するという点で構成説は制度的存在者説と共通しているが、制度的存在者説がサル流の社会存在論に依拠していたのに対して、構成説は形而上学的な構成の理論に依拠するものであり、私はそれによって VTuber を制度的対象として扱うことなく非還元主義的な説明を与えられることを論じた。

本稿では Fine の qua 対象の理論に基づく構成説を示したが、qua 対象の理論は構成に関する決定的な理論ではなく、2 節でも述べたように、構成の理論にはいくつかのバリエーションやそれらの間の論争がある (cf. Wasserman 2021; Evnine 2016, Chap. 2)。私の考えでは、qua 対象の理論に基づいて VTuber の構成説を論じることには特に理論の単純さに関して一定の利点があるが、それ以外の理論に基づいて構成説を論じることでもあるだろう。しかしながら、いずれにしても本稿の最も基本的な主張は VTuber の形而上学的な地位が構成の概念によって説明されるべきであるということであり、この主張自体はどのような構成の理論を採用するとしても維持可能である。

冒頭で述べたように、本稿の議論は VTuber をアバター行為者という観点から捉えることを前提にしている。VTuber をバーチャルキャラクターではなくアバター行為者という観点から捉えることが VTuber の事例すべてに関して適切であるのかどうかには議論の余地がある。例えば、VTuber はいくつかのタイプに分けることができ、演者の役割が中心な VTuber と、虚構的キャラクターの役割が中心な VTuber は区別されるという見方もある^{*42}。特に虚構的キャラクターの役割が中心な

^{*42} 虚構的キャラクターの役割が中心な VTuber を、原田 (2021) は「キャラクター型」、山野 (2024) は「虚構的存在者

VTuber に対して本稿の分析がどのように適用可能であるのかということは、同じ VTuber に複数の演者が同時に存在するケースや、演者が代替わりするようなケースの扱いも含め、今後のさらなる議論を必要とする。また、バーチャルアバターの使用の形態は VTuber だけに限られず、いわゆるメタバース上での利用をはじめとしてさまざまな広がりを見せている。こうした領域にさらなる議論を展開することも今後の課題である。

謝辞

本稿の構想段階では、慶應義塾大学言語哲学研究会および東京大学藤川直也研究室の皆さんに議論の機会を与えていただいた。また、本稿の草稿に対して篠崎大河氏、佐藤広大氏、藤原諒祐氏、藤川直也氏、ならびに 2 名の匿名の査読者の方々からコメントをいただいた (順不同)。ここに記して感謝申し上げる。本研究は JSPS 科研費 JP23KJ0826 の助成を受けたものである。

参考文献

- [1] Baker, Lynne R. 2000. *Persons and Bodies: A Constitution View*. Cambridge University Press.
- [2] Baker, Lynne R. 2007. *The Metaphysics of Everyday Life*. Cambridge University Press.
- [3] Baker, Lynne R. 2019. Just What is Social Ontology? *Journal of Social Ontology* 5(1): 1–12.
- [4] Chalmers, David J. 2022. *Reality+: Virtual Worlds and the Problem of Philosophy*. W. W. Norton. (日本語訳: チャーマーズ, デイヴィッド J. 2023. 『リアリティ + 上』『リアリティ + 下』. 高橋 則明 (訳). NHK 出版.)
- [5] Evnine, Simon J. 2016. *Making Objects and Events*. Oxford University Press.
- [6] Fine, Kit. 1982. Acts, Events and Things. In *Language and Ontology: Proceedings of the Sixth International Wittgenstein Symposium*, 97–105. Hölder-Pichler-Tempsky.
- [7] Fine, Kit. 1999. Things and Their Parts. *Midwest Studies in Philosophy* 23(1): 61–74.
- [8] Fine, Kit. 2007. Response to Kathrin Koslicki. *Dialectica* 61(1): 161–166.
- [9] Fine, Kit. 2020. The Identity of Social Groups. *Metaphysics* 3(1): 81–91.
- [10] Fine, Kit. 2022. Acts and Embodiment. *Metaphysics* 5(1): 14–28.
- [11] Floridi, Luciano. 2015. A Proxy Culture. *Philosophy and Technology* 28: 487–490.
- [12] Jansen, Ludger. 2009. Unity and constitution of social entities. In *Unity and Time in Metaphysics*, 15–45. De Gruyter.

タイプ」の VTuber として分類している。ピクシブ百科事典の「VTuber 副業派生一覧」の項目 (ピクシブ百科事典製作委員会 n.d.) では、はじめから VTuber であったわけではない人物やキャラクターが VTuber としても「デビュー」した事例の一部として、こちらのタイプの VTuber が多数紹介されている。

- [13] Koslicki, Kathrin. 2004. Constitution and Similarity. *Philosophical Studies* 117(2): 327–364.
- [14] Koslicki, Kathrin. 2005. Almost Indiscernible Objects and the Suspect Strategy. *The Journal of Philosophy* 102: 55–77.
- [15] Koslicki, Kathrin. 2007. Towards a Neo-Aristotelian Mereology. *Dialectica* 61(1): 127–159.
- [16] Koslicki, Kathrin. 2023. Artifacts and the Limits of Agentive Authority. In *Thomasson on Ontology*, 209–241. Palgrave Macmillan.
- [17] Koslicki, Kathrin and Massin, Olivier. 2025. Artifact-Functions: A Capacity-Based Approach. In *Special Objects*, 31–51. Springer.
- [18] Passinsky, Asya. 2021. Norm and Object: A Normative Hylomorphic Theory of Social Objects. *Philosophers' Imprint* 21(25): 1–21.
- [19] Searle, John R. 1995. *The Construction of Social Reality*. Free Press.
- [20] Simons, Peter. 1987. *Parts: A Study in Ontology*. Oxford University Press.
- [21] Sweeney, Paula. 2023. Avatars as Proxies. *Minds and Machines* 33: 525–539.
- [22] Tahko, Tuomas E. and Lowe, Jonathan E. 2020. Ontological Dependence. *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2020 Edition). <https://plato.stanford.edu/archives/fall2020/entries/dependence-ontological/>.
- [23] Thomasson, Amie L. 2014. Public Artifacts, Intentions, and Norms. In *Artefact Kinds: Ontology and the Human-Made World*, 45–62. Springer.
- [24] von Solodkoff, Tatjana. 2014. Paraphrase Strategies in Metaphysics. *Philosophy Compass* 9(8): 570–582.
- [25] Wasserman, Ryan. 2021. Material Constitution. *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2021 Edition). <https://plato.stanford.edu/archives/fall2021/entries/material-constitution/>.
- [26] 岡本 健, 山野 弘樹, 吉川 慧 (編). 2024. 『VTuber 学』. 岩波書店.
- [27] 倉田 剛. 2017. 『現代存在論講義 II: 物質的対象・種・虚構』. 新曜社.
- [28] クリプキ, ソール A. 1985. 『名指しと必然性』. 八木沢 敬 (訳). 産業図書. (原著: Kripke, Saul A. 1980. *Naming and Necessity*. Harvard University Press.)
- [29] サール, ジョン R. 2018. 『社会的世界の制作』. 三谷 武司 (訳). 勁草書房. (原著: Searle, John R. 2010. *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*. Oxford University Press.)
- [30] 篠崎 大河. 2023. バーチャル YouTuber の形而上学: 配信者説を擁護する. 『フィルカル』 8(3): 288–316.
- [31] 鈴木 生郎. 2019. 人工物種と社会種の「実在性」. 『西日本哲学年報』 27: 43–63.
- [32] 難波 優輝. 2018. バーチャル YouTuber の三つの身体. 『ユリイカ』 2018 年 7 月号: 117–125.

- [33] 難波 優輝. 2024. 山野弘樹『VTuber の哲学』(2024、春秋社) 書評＊機能についての不明点と研究態度へのコメント. <https://lichtung.hatenablog.com/entry/2024/05/21/000934>. 2024 年 12 月 1 日閲覧.
- [34] 原田 伸一郎. 2021. バーチャル YouTuber の人格権・著作者人格権・実演家人格権. 『静岡大学情報学研究』 26: 53–64.
- [35] ピクシブ百科事典製作委員会. n.d. VTuber 副業派生一覧. <https://dic.pixiv.net/a/VTuber副業派生一覧>. 2024 年 12 月 1 日閲覧.
- [36] MoguLive. 2019. エクス・アルビオが消失? にじさんじマスコット「ゆがみん」とは. <https://www.moguravr.com/nijisanji-yugamin/>. 2024 年 12 月 1 日閲覧.
- [37] 山野 弘樹. 2022. 「バーチャル YouTuber」とは誰を指し示すのか. 『フィルカル』 7(2): 226–263.
- [38] 山野 弘樹. 2024. 『VTuber の哲学』. 春秋社.

著者情報

小関 健太郎 (東京大学・日本学術振興会特別研究員 PD kentaro.ozeki@gmail.com)